

## (資料1) 植民地体制の崩壊について

### 1、ソビエト政府「平和に関する布告」(1917年11月8日)

「公正な、あるいは民主的な講和(……)は、無併合(すなわち他国の土地を略奪することなく、他国の民族を暴力的に合併することのない)、無賠償の即時講和であると(労働者・農民=引用者注)政府は考える。

……それ(併合や略奪)は、この暴力的合併がいつおこなわれたかにかかわりないし、また暴力的に合併され、あるいは、暴力的に特定の国家の国境内に引き留められている民族が、どれほど発達した民族であるか、あるいはおくれた民族であるかにかかわりない。最後に、その民族がヨーロッパに住んでいようと、遠い大洋を超えた諸国に住んでいようと、それにかかわりない」。

### 2、国際連合憲章(1945年6月26日)

「第1条 国際連合の目的は次のとおりである。……2 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させる」。

「この原則(自決の原則=引用者注)自体はいくらか修正されたうえで受け入れられた。というのは、すべての植民地支配下の人民の独立ということを含んでいなかったからである。……(自決は)分離独立権を合法としてはいなかった」(『コマンテール国際連合憲章——国際連合憲章逐条解説』)

「第11章 非自治地域に関する宣言」、「第12章 国際信託統治制度」。

### 3、アジア・アフリカ会議(バンドン会議)最終コミュニケ(1955年4月24日)

「D 従属下の民族の諸問題

……会議は次の点で合意した。

(a) 植民地主義のあらゆるあらわれは、すみやかに終結されるべき悪であると宣言すること。

(b) 外国の征服、支配、搾取への民族の従属は基本的人権の否定であり、国連憲章に反するものであり、世界平和と協力の推進の障害であると主張すること。

(c) 従属下のあらゆる民族の自由と独立の大義への支持を宣言すること。

(d) 関係諸国に従属下の民族に自由と独立を与えるよう要求すること」

「G 世界平和と協力の推進にかんする宣言……

自由と平和は相互に依存している。自決権はすべての民族によって享受されねばならず、自由と独立はできるかぎり遅滞なくまだ従属下にある民族に与えられなければならない。国連憲章の目的と原則にしたがってすべての国民が自国の政治、経済制度と生活様式を自由に選択する権利をもたねばならない」。

#### 4、植民地独立付与宣言（1960年12月14日、国連総会採択）

「総会は……

いかなる形式及び表現を問わず、植民地主義を急速、かつ無条件に終結せしめる必要があることを厳粛に表明し、

この目的のために、

次のことを宣言する。

- 一 外国による人民の征服、支配及び搾取は、基本的人権を否認し、国連憲章に違反し、世界平和と協力の促進に障害となっている。
- 二 すべての人民は自決の権利をもち、この権利によって、その政治的地位を自由に決定し、その経済的、社会的及び文化的向上を自由に追求する。
- 三 政治的、経済的、社会的または教育的準備が不十分なことをもって、独立を遅延する口実としてはならない。……」

#### 5、国連主催「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議」宣言（「ダーバン宣言」、2001年8月31日～9月8日）

「13 大西洋奴隷貿易などの奴隷制と奴隷貿易は、その耐え難い野蛮のゆえにだけでなく、その大きさ、組織された性質、とりわけ被害者の本質の否定ゆえに、人類史のすさまじい悲劇であった。奴隷制と奴隷貿易は人道に対する罪であり、とりわけ大西洋奴隷貿易はつねに人道に対する罪であったし、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連のある不寛容の主要な源泉である。アフリカ人とアフリカ系人民、アジア人とアジア系人民、および先住民族は、これらの行為の被害者であったし、いまなおその帰結の被害者であり続けている」

「14 植民地主義が人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容をもたらし、アフリカ人とアフリカ系人民、アジア人とアジア系人民、および先住民族は植民地主義の被害者であったし、いまなおその帰結の被害者であり続けていることを認める。植民地主義によって苦痛がもたらされ、植民地主義が起きたところはどこであれ、いつであれ、非難され、その再発は防止されねばならないことを確認する。この制度と慣行の影響と存続が、今日の世界各地における社会的経済的不平等を続けさせる要因であることは遺憾である」

(資料2) 20世紀における女性参政権の広がり

年	1900	1910	1920	1930	1940	1945	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2010
女性参政権獲得国数	1	3	28	38	52	64	93	135	165	181	184	185	189
世界人口に占める割合(%)	0.04	0.44	26.4	29.5	35.9	46.9	85.8	92.5	96.3	99.0	99.0	99.0	99.0

- 1893 ニュージーランド
- 1900～10 オーストラリア、フィンランド
- 1911～20 ノルウェー、デンマーク、アイスランド、カナダ、アイルランド、イギリス、キルギス、ロシア、リトアニア、ドイツ、ラトビア、グルジア、ハンガリー、エストニア、ポーランド、オーストリア、ベラルーシ、ウクライナ、ベルギー、ルクセンブルク、スウェーデン、オランダ、アメリカ、スロバキア、チェコ
- 1921～30 アルメニア、アゼルバイジャン、カザフスタン、モンゴル、タジキスタン、トルクメニスタン、エクアドル、ルーマニア、トルコ、南アフリカ共和国
- 1931～40 スリランカ、ポルトガル、チリ、スペイン、タイ、ウルグアイ、モルディブ、キューバ、ブラジル、ミャンマー、フィリピン、ウズベキスタン、ボリビア、エルサルバドル
- 1941～45 パナマ、ドミニカ共和国、フランス、アルバニア、ブルガリア、ジャマイカ、イタリア、セネガル、クロアチア、インドネシア、トーゴ、日本
- 1946～50 ベトナム、スロベニア、セルビア・モンテネグロ(2006年に分離独立)、ベネズエラ、リベリア、北朝鮮、カメルーン、マケドニア、グアテマラ、ジブチ、トリニダードトバゴ、パキスタン、メキシコ、シンガポール、マルタ、アルゼンチン、イスラエル、韓国、セーシェル、スリナム、サモア、ニジェール、ボスニア・ヘルツェゴビナ、シリア、中国、コスタリカ、インド、バルバドス、ハイチ
- 1951～60 セントビンセント・グレナディーン、ドミニカ、グレナダ、アンティグアバーブーダ、セントクリストファーネビス、セントルシア、ネパール、ギリシャ、コートジボワール、レバノン、ガイアナ、ブータン、ベリーズ、コロンビア、ガーナ、ホンジュラス、ニカラグア、ペルー、カンボジア、エチオピア、エリトリア、エジプト、ガボン、コモロ、ソマリア、ベニン、マリ、モーリシャス、マレーシア、ジンバブエ、ブルキナファソ、ギニア、チャド、ナイジェリア、ラオス、サンマリノ、マダガスカル、チュニジア、タンザニア、キプロス、ガンビア、トンガ
- 1961～70 パハマ、シエラレオネ、モーリタニア、パラグアイ、ブルンジ、ルワンダ、マラウイ、アルジェリア、ザンビア、モナコ、ウガンダ、フィジー、モロッコ、イラン、コンゴ共和国、ケニア、赤道ギニア、アフガニスタン、パプアニューギニア、スーダン、リビア、ボツワナ、レソト、ツバル、コンゴ、キリバス、イエメン、ナウル、スワジランド、アンドラ
- 1971～80 スイス、バングラデシュ、バーレーン、ヨルダン、ソロモン諸島、モザンビーク、カボベルデ、サントメプリンシペ、アンゴラ、バヌアツ、ギニアビサウ、モルドバ、パラオ、マーシャル諸島、ミクロネシア、イラク、リヒテンシュタイン
- 1981～ 中央アフリカ、ナミビア、オマーン、東チモール、クウェート、カタール

「女性参政権関係資料集——女性参政60周年記念」(財・市川房枝記念会発行)など

### (資料3) 国際的な人権保障について

#### 1-1、国際連合憲章（1945年6月26日）

（前文）「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し……」

（第1章 目的及び原則 第1条）「3 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」

#### 1-2、世界人権宣言（1948年12月10日、国連総会採択）

（前文）「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する」。大きくわけて、自由権、参政権、社会権の3つの内容からなる、30条の条文で構成されている。法的拘束力はないが、すべての国の共通の基準として、国際的に保護される人権の内容を包括的に示した国際文書として画期的な意義をもつ。

#### 2、国際人権規約（1966年12月16日、国連総会採択）

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（略称・社会権規約またはA規約）と、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（略称・自由権規約またはB規約）によって構成されている。

世界人権宣言にくらべて、①法的拘束力をもつ多国間条約であり、②自由権とともに社会権についてより詳細で広範囲の規定をおこなっており、③世界人権宣言に盛り込まれていなかった自決権がA規約、B規約の共通の第1条に明記されている。

「第1条 1 すべての人民は、自決の権利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する」。

#### 3、発展の権利に関する宣言（1986年12月4日、国連総会採択）

「第1条（人権としての発展の権利） 1 発展の権利は、譲ることのできない人権である。この権利に基づき、それぞれの人間およびすべての人民は、あらゆる人権および基本的自由が完全に実現されるような経済的、社会的、文化的および政治的発展に参加し、貢献し、これを享受する権利を有する」

「第2条（発展の主体としての人間） 1 人間個人が、発展の中心的主体であり、発展の権利の積極的参加者及び受益者であるべきである」

#### 4、ウィーン宣言および行動計画（1993年6月25日、世界人権会議）

「5（人権の相互依存性及び普遍性）すべての人権は普遍的であり、不可分かつ相互依存적であって、相互に関連している。国際社会は、公平かつ平等な方法で、同じ基礎に基づき、同一の強調をもって、人権を総体的に扱わなければならない。国家的及び地域的独自性の意義、並びに多様な歴史的、文化的及び宗教的背景を考慮にいれなければならないが、すべての人権及び基本的自由を助長し保護することは、政治的、経済的及び文化的体制のいかんを問わず、国家の義務である」